

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う影響を受ける生活者及び事業者への消費下支え等を通じた支援を行うため、長岡京市商工会が行うプレミアム付電子商品券事業に要する経費について、予算の範囲内において長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長岡京市商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する、長岡京市を区域とする商工会をいう。
- (2) プレミアム付電子商品券 前払式支払手段による商品券であつて、商品券に購入額の一定割合を付加して発行し、電子上の専用アプリで決済される商品券をいう。
- (3) プレミアム率 前号で掲げる商品券に付加する割合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市商工会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が実施するプレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）の発行、販売、利用及び換金に関する事業であつて、次の各号に掲げる内容に適合するものとする。

- (1) プレミアム率が15%であること。
- (2) 商品券の利用可能期間が6か月以内であること。
- (3) 購入者一人当たりの購入上限額が5万円以内であること。
- (4) 購入者が長岡京市民（市内在住・在学・在勤）であること。
- (5) 長岡京市内の事業者が利用可能店舗として参加申込できること。
- (6) 利用可能店舗として参加する事業者から適切な負担金を徴収すること。

2 補助対象者は、商品券の発行にあたり、偽造及び不正利用を防止する対策を講じなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象事業に係る事業者負担金、寄附金、広告費等の収入がある場合は、その金額を控除した額を補助対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の10分の10以内で予算の範囲内において市長の定める額とする。

(事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の4月1日から交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合において、事前着手届（別記様式1号）を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第3号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第4号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付の申請をするにあたり、消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を交付対象経費から減額しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、事業終了報告書を提出すること。

- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(請求及び交付)

第10条 市長は、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付するものとする。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする者は、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金概算交付請求書（別記6号様式）に前条第1項の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付申請をした者は、第9条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第12条 第9条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況の報告について、市長から要求があった場合には、速やかに報告書を提出するものとする。

- 2 市長は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者はその遂行を命ずることができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(事業計画の変更及び承認)

第13条 補助事業者は、補助事業の事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記第7号様式）に次の関係書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 変更計画明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業終了報告)

第14条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金補助事業終了報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 収支決算書（別記様式第4号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、交付対象事業が完了せずに長岡京市の会計年度が終了した場合には、交付金の交付決定をした日の属する年度の3月31日までに、年度終了の実績報告として別記様式9号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 第8条第2項ただし書の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたり、当該補助事業に係る消費税額等仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付対象経費から減額しなければならない。

4 第8条第2項ただし書の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助事業に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により当該補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して実績報告書を提出した場合には、当該減額した金額を控除した金額）を別記様式第10号の消費税等仕入控除税額報告書により速やか市長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（確定通知）

第15条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金確定通知書（別記様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第16条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（是正措置）

第17条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、補助事業者に対して命ずることができる。

（交付取消等）

第18条 補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第10条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付決定済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第20条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(財産処分の制限)

第21条 補助金の交付を受けた法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後はその限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他市長の定めるもの

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

（補助対象経費）

事業費	商品券のプレミアム分 ※補助事業者が利用可能店舗に精算換金した総額のプレミアム相当額。
事務費	・ 消耗品費（事務用品等の購入経費） ・ 印刷製本費（チラシ・ポスター等、印刷物の作成経費） ・ 役務費（コールセンター設置運営等の人的なサービスに係る経費） ・ 広告料（広告宣伝に要する経費） ・ 通信運搬費（郵送料等） ・ 使用料（システム利用料等） ・ 委託料（配布委託業務等の業務委託に要する経費） ・ 手数料（販売手数料、振込手数料等）

備考

- 1 人件費（事業実施に必要な臨時のものは除く）、食糧費、光熱費、備品費、各種申請手続費、その他恒常的な団体運営に要する経費（恒常的な経費との区分ができない経費を含む）は対象外とする。
- 2 表に定めのない経費の支出については、個別に審査し決定する。

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

事前着手届

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金について、下記のとおり届出ます。なお、事業実施にあたって長岡京市から指導がある場合はこれに従い、本件について交付決定がなされなかった場合や補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

- 1 事業の名称
- 2 事前着手日
年 月 日
- 3 事前着手を要する理由

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付申請書

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金の交付を受けたいので、
長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第8条の規定によ
り、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 総事業費 金 円

ア 発行総額 (金 円)

イ 販売総額 (金 円)

3 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

別記様式第3号（第8条、第14条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業概要

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

2 商品券発行の概要

発行総額（額面総額）	円
販売総額	円（販売による収入額）
プレミアム額	円
商品券額	1口 販売額 円 ・ 額面額 円
販売期間	年 月 日 ～ 年 月 日
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用可能店舗数	店舗

3 店舗の負担金

店舗種別	割合又は金額
	%（又は円）
	%（又は円）
	%（又は円）

※利用可能店舗からの負担金について、種別毎の割合又は金額を記載すること。

別記様式第4号（第8条、第14条関係）

収支予算書
(収支決算書)

収入

(単位：円)

科 目	収入額	内 訳
市補助金		
計		

支出

科 目	総事業費	補助対象経費	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、
長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第10条の規定に
より、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

交付決定額（ a ）	金	円
概算交付済額（ b ）	金	円
未交付額（ $a - b$ ）	金	円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

別記様式第7号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業の事業計画の変更を下記のとおり変更したいので、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき申請します。

記

1	交付申請及び決定年月日	申請	年	月	日
		決定	年	月	日

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添 付 書 類

- (1) 変更計画明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第14条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第9号（第14条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金会計年度終了実績報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金について、
長岡京市会計年度が終了したので、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業
補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告しま
す。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 事業費の確定額 金 円
(会計年度終了時)

4 添付書類

- (1) 令和 年度分収支決算書（支出済分のみ記載）
- (2) 支出済であることが分かる根拠資料

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金の交付対象事業について、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第14条第4項の規定により報告します。

記

1	交付確定済額	金	円
2	交付確定時に減額した消費税等仕入控除税額		
	①	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額		
	②	金	円
4	補助金返還相当額（②－①）	<u>金</u>	<u>円</u>

※消費税等仕入控除税額の積算資料その他参考資料を添付すること。

別記様式第 11 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金について、長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第 1 2 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、
長岡京市商工会プレミアム付電子商品券事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定に
より、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

交付決定額（ a ）	金	円
概算交付済額（ b ）	金	円
未交付額（ $a - b$ ）	金	円